

○ 矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例

令和3年3月17日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、矢掛町への移住定住を検討する者に対して、一定期間町内での生活を体験できる機会を提供し移住・定住の推進に資するため、矢掛町移住定住お試し住宅（以下「住宅」という。）を整備し、矢掛町水車の里フルーツピア条例（平成5年矢掛町条例第1号）及び矢掛町職員等住宅使用規則（平成10年矢掛町規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び所在地等)

第2条 住宅の名称、所在地及び使用施設は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地	使用施設
矢掛町移住定住お試し住宅1号	矢掛町東三成3974番地48	農業体験実習館
矢掛町移住定住お試し住宅2号	矢掛町矢掛2979番地1	旧法務局住宅

(使用の許可)

第3条 住宅を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、住宅の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 住宅を使用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 矢掛町に住民登録を行っていない者
- (2) 矢掛町への移住定住を検討している者
- (3) 転勤等による転入予定者、及び旅行等に伴う宿泊利用者でない者
- (4) 第5条に規定する住宅の使用に係る料金（以下「使用料」という。）の支払い能力のある者
- (5) 移住検討者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族のうち、2親等以内の血族及び姻族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者とその他婚姻の予約者を含む。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便

宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与していない者

(7) 住宅及びその敷地内の維持管理を適切に実施できる者

(使用期間)

第4条 住宅の使用期間は、1日以上10日以内の同一年度内とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(使用料)

第5条 住宅の使用料として、1日につき1,000円を徴することとする。

2 第3条の規定により住宅の使用許可を受けた者は、使用料を前納しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を本人の請求により還付することができる。

(損害賠償)

第6条 使用者は、故意又は過失により住宅、設備又は備品等を破損、汚損又は滅失したときは、ただちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力その他やむを得ない理由があり、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。